田辺市告示第261号

公　　告

田辺市地域活性化起業人（企業派遣型）『養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業』について、公募型プロポーザル方式により協定候補者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和８年11月12日

田辺市長　　真　砂　充　敏

１　事業の概要

（１）事業名　　田辺市地域活性化起業人（企業派遣型）
『養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業』

（２）事業内容　　別紙【田辺市地域活性化起業人（企業派遣型）『養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業』募集内容】のとおり

（３）協定期間　　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで
（事業実績等により令和12年３月31日まで延長する場合あり）

２　参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、公募開始の日から結果通知の日までの間にこれらの参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

（１）三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年７月４日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する又は三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する法人であること。

（２）水産物の養殖、生産管理、販路開拓その他養殖漁業の経営に関する事業実績を有する法人であること。

（３）地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

（４）本市へ地域活性化起業人を派遣したことがないこと。ただし、前回の派遣が終了してから１年を経過している場合は除く。

（５）令和８年度田辺市物品等入札参加者登録名簿に登録されていること。

※田辺市物品等入札参加者登録者名簿に未登録の者が本プロポーザルへの参加申請を行う場合は、以下の書類を提出すること。

［提出書類］

ア　国税納税証明書（その３の３）

イ　印鑑証明書

ウ　登記簿謄本

エ　誓約書（別途様式）

ア、イ、ウについては、申請日以前３か月以内に発行されたものに限る。

（６）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定による一般競争入札の参加者の資格制限に該当しないこと。

（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

（８）本プロポーザルの公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止

措置を受けていないこと。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア　暴力団員法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ　暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者

（10）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

３　募集要領等の交付期間及び方法

本事業に係る公募型プロポーザル方式募集要領及び様式等（以下「募集要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

（１）交付期間　　令和８年11月12日から令和８年12月７日まで

（２）交付方法　　田辺市役所水産課　ホームページ

URL：https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/norinsuisan/3/7763.html

４　その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、募集要領等を参照すること。

５　担当部署

〒646-8545　和歌山県田辺市東山一丁目５番１号

田辺市農林水産部水産課水産係

電　話　0739-26-9932

e-mail　suisan@city.tanabe.lg.jp